

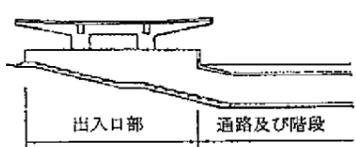
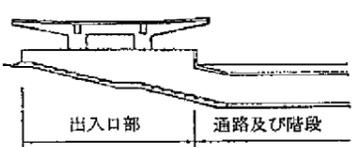
道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.5.4 設計一般	掲載頁 6-46 (324)

新	旧																																																								
<p>(9) 塗装系 塗装系については、経年的な劣化による影響等を考慮し、C系を標準とする。 標準によらない場合は、「橋梁設計の手引き 第3章2.鋼橋」を参照とし、適切に決定する。</p> <p>(10) 照明 横断歩道橋には下記により照明を設置するものとする。ただし、夜間の利用者がきわめて少ない場合にはこれを省略することができる。 以下に類する詳細を決定する際は、8. 道路照明施設を参照することとする。</p> <p>(a) 光源 : LED (発光ダイオード) (b) 照度 : 20 lx 以上 (c) 設置する灯具は、通行する自動車の運転者に悪影響を与えない構造とする。 【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P34, 昭和54年1月, (社)日本道路協会</p> <p>(11) たわみ・振動 活荷重による主げたの最大たわみは、主げたの支間長の1/600を越えてはならない。ただし、利用者への影響について特に配慮を加えた場合には、支間長の1/400までとしてよい。また、活荷重による主げたの固有振動数は1.5~2.3Hzにならないようにすることが必要である。 【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P.34-36, 昭和54年1月, (社)日本道路協会</p> <p>(12) 落橋防止 地震に対して落橋のおそれのないよう「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説, 平成14年3月, (社)日本道路協会」により設計するものとする。</p> <p>(13) 耐震設計 横断歩道橋の耐震設計は、「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説」により設計するものとする。耐震性能の照査方法についても「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説」に従い、鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋やラーメン橋については動的照査法を用いることを原則とし、それ以外の条件の橋梁については適宜、適切な照査方法を適用することとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.5 地震時の挙動の複雑さと耐震性能の照査に適用できる耐震計算法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋の動的特性 照査をする耐震性能</th> <th rowspan="2">地震時の挙動が複雑ではない橋</th> <th colspan="3">塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋</th> </tr> <tr> <th colspan="3">静的解析の適用性が限定される橋</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>高次モードの影響が懸念される橋</th> <th colspan="2">塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性能1</td> <td>静的照査法</td> <td>静的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> </tr> <tr> <td>耐震性能2 耐震性能3</td> <td>静的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> </tr> <tr> <td>適用する橋の例</td> <td>右記以外の条件の橋</td> <td>・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋</td> <td>・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋</td> <td>・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説, P.46, 平成14年3月, (社)日本道路協会</p>	橋の動的特性 照査をする耐震性能	地震時の挙動が複雑ではない橋	塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋			静的解析の適用性が限定される橋					高次モードの影響が懸念される橋	塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋		耐震性能1	静的照査法	静的照査法	動的照査法	動的照査法	耐震性能2 耐震性能3	静的照査法	動的照査法	動的照査法	動的照査法	適用する橋の例	右記以外の条件の橋	・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋	・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋	・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋	<p>(9) 塗装系 塗装系については、経年的な劣化による影響等を考慮し、C系を標準とする。 標準によらない場合は、「橋梁設計の手引き 第3章2.鋼橋」を参照とし、適切に決定する。</p> <p>(10) 照明 横断歩道橋には下記により照明を設置するものとする。ただし、夜間の利用者がきわめて少ない場合にはこれを省略することができる。 以下に類する詳細を決定する際は、8. 道路照明施設を参照することとする。</p> <p>(a) 光源 : 経済性の観点から効率、寿命等を考慮して選定するものとする。 (b) 照度 : 20 lx 以上 (c) 設置する灯具は、通行する自動車の運転者に悪影響を与えない構造とする。 【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P34, 昭和54年1月, (社)日本道路協会</p> <p>(11) たわみ・振動 活荷重による主げたの最大たわみは、主げたの支間長の1/600を越えてはならない。ただし、利用者への影響について特に配慮を加えた場合には、支間長の1/400までとしてよい。また、活荷重による主げたの固有振動数は1.5~2.3Hzにならないようにすることが必要である。 【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P.34-36, 昭和54年1月, (社)日本道路協会</p> <p>(12) 落橋防止 地震に対して落橋のおそれのないよう「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説, 平成14年3月, (社)日本道路協会」により設計するものとする。</p> <p>(13) 耐震設計 横断歩道橋の耐震設計は、「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説」により設計するものとする。耐震性能の照査方法についても「道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説」に従い、鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋やラーメン橋については動的照査法を用いることを原則とし、それ以外の条件の橋梁については適宜、適切な照査方法を適用することとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3.5 地震時の挙動の複雑さと耐震性能の照査に適用できる耐震計算法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">橋の動的特性 照査をする耐震性能</th> <th rowspan="2">地震時の挙動が複雑ではない橋</th> <th colspan="3">塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋</th> </tr> <tr> <th colspan="3">静的解析の適用性が限定される橋</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>高次モードの影響が懸念される橋</th> <th colspan="2">塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震性能1</td> <td>静的照査法</td> <td>静的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> </tr> <tr> <td>耐震性能2 耐震性能3</td> <td>静的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> <td>動的照査法</td> </tr> <tr> <td>適用する橋の例</td> <td>右記以外の条件の橋</td> <td>・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋</td> <td>・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋</td> <td>・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用】道路橋示方書 (V耐震設計編)・同解説, P.46, 平成14年3月, (社)日本道路協会</p>	橋の動的特性 照査をする耐震性能	地震時の挙動が複雑ではない橋	塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋			静的解析の適用性が限定される橋					高次モードの影響が懸念される橋	塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋		耐震性能1	静的照査法	静的照査法	動的照査法	動的照査法	耐震性能2 耐震性能3	静的照査法	動的照査法	動的照査法	動的照査法	適用する橋の例	右記以外の条件の橋	・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋	・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋	・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋
橋の動的特性 照査をする耐震性能			地震時の挙動が複雑ではない橋	塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋																																																					
	静的解析の適用性が限定される橋																																																								
		高次モードの影響が懸念される橋	塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋																																																						
耐震性能1	静的照査法	静的照査法	動的照査法	動的照査法																																																					
耐震性能2 耐震性能3	静的照査法	動的照査法	動的照査法	動的照査法																																																					
適用する橋の例	右記以外の条件の橋	・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋	・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋	・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋																																																					
橋の動的特性 照査をする耐震性能	地震時の挙動が複雑ではない橋	塑性化や非線形性が複数箇所に生じる橋及びエネルギー一定則の適用性が十分検討されていない構造の橋																																																							
		静的解析の適用性が限定される橋																																																							
		高次モードの影響が懸念される橋	塑性ヒンジの発生箇所がはっきりしない橋、複雑な振動挙動をする橋																																																						
耐震性能1	静的照査法	静的照査法	動的照査法	動的照査法																																																					
耐震性能2 耐震性能3	静的照査法	動的照査法	動的照査法	動的照査法																																																					
適用する橋の例	右記以外の条件の橋	・ゴム支承を用いた地震時水平力分散構造を有する橋 ・免震橋 ・ラーメン橋 ・鋼製橋脚に塑性化を考慮する橋	・固有周期の長い橋 ・橋梁高さが高い橋	・斜張橋、吊橋等のケーブル系の橋 ・上・中路的アーチ橋 ・曲線橋																																																					

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 3. 立体横断施設	
3.6.1 設計一般	掲載頁 6-52 (330)

新	旧
<p>(7) 踊り場 5.3 横断歩道橋によることとする。</p> <p>(8) 手すり等 5.3 横断歩道橋によることとする。</p> <p>(9) 照明 地下横断歩道橋には下記により照明を設置するものとする。</p> <p>(a) 光源：LED (発光ダイオード)</p> <p>(b) 照度：出入口 (平面的見通しがきかない場合) 100 lx 以上</p> <p>(c) (平面的見通しがきく場合) 50 lx 以上</p> <p>(d) 階段等及び通路 50 lx 以上</p>  <p style="text-align: center;">図 0.1</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 75-76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p> <p>(10) 防犯施設 地下横断歩道の設置にあたっては, 防犯について十分考慮する必要がある, 必要に応じ非常警報装置, 監視用テレビ等の設置及び監視体制の確立を図るよう配慮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p> <p>(11) 案内板 出入口等には必要に応じ行先等を明記した案内板を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p>	<p>(7) 踊り場 5.3 横断歩道橋によることとする。</p> <p>(8) 手すり等 5.3 横断歩道橋によることとする。</p> <p>(9) 照明 地下横断歩道橋には下記により照明を設置するものとする。</p> <p>(a) 光源：経済性の観点から効率・寿命等を考慮して選定するものとする。</p> <p>(b) 照度：出入口 (平面的見通しがきかない場合) 100 lx 以上</p> <p>(c) (平面的見通しがきく場合) 50 lx 以上</p> <p>(d) 階段等及び通路 50 lx 以上</p>  <p style="text-align: center;">図 0.2</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 75-76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p> <p>(10) 防犯施設 地下横断歩道の設置にあたっては, 防犯について十分考慮する必要がある, 必要に応じ非常警報装置, 監視用テレビ等の設置及び監視体制の確立を図るよう配慮しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p> <p>(11) 案内板 出入口等には必要に応じ行先等を明記した案内板を設置するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【適用】立体横断施設技術基準・同解説, P. 76, 昭和 54 年 1 月, (社)日本道路協会</p>

道路構造の手引き改訂対照表

第6編 交通安全 8. 道路照明施設	
8.1 適用範囲	掲載頁 6-102 (380)

新	旧
<p>8. 道路照明施設</p> <p>8.1 適用範囲 この手引きは、愛知県の道路照明施設に設計に適用する。なお、定めのない事項およびトンネル照明については「LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）、平成23年9月、国土交通省」、「道路照明施設設置基準・同解説、平成19年10月、(社)日本道路協会」、「道路・トンネル照明器材仕様書（社団法人建設電気技術協会）」により設計するものとする。</p> <p>8.2 設置場所</p> <p>8.2.1 連続照明 市街部の道路においては、次のいずれかに該当する道路の区間において、必要に応じて道路照明を設置するのがよい。なお、おおむね25,000台/日以上の区間を「自動車交通量の多い区間」とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩道の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量および歩道等^{※1}の利用者数の多い区間 (2) 車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量の多い区間 (3) 上記以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間 <p>8.2.2 局部照明 次のいずれかに該当する場所においては、原則として道路照明施設を設置するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 信号機の設置された交差点または横断歩道 (2) 長大な橋梁 (3) 夜間の交通上特に危険な場所 (4) 必要に応じて設置する箇所 次のいずれかに該当する場所においては、必要に応じて照明施設を設置するのがよい。 (5) 交差点または横断歩道 (6) 歩道等 (7) 道路の幅員構成、線形が急激に変化する場所 (8) 橋梁 (9) 踏切 (10) 駅前広場等公共施設に接続する道路の部分 (11) 乗合自動車停留施設 (12) 料金所広場 (13) 休憩施設 (14) 上記以外で夜間の交通上特に危険な場所等、局部照明を必要とする特別な状況にある場所 <p>※1 歩道等とは、道路構造令で規定している歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路を総称したものをいう。ただし、自転車歩行者道および自転車歩行者専用道路において、専ら自転車の通行に供するために区画された部分を除く</p> <p style="text-align: right;">【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.2, 3, 14~20, 平成19年10月、(社)日本道路協会</p>	<p>8. 道路照明施設</p> <p>8.1 適用範囲 この手引きは、愛知県の道路照明施設に設計に適用する。なお、定めのない事項およびトンネル照明については「道路照明施設設置基準・同解説、平成19年10月、(社)日本道路協会」により設計するものとする。</p> <p>8.2 設置場所</p> <p>8.2.2 連続照明 市街部の道路においては、次のいずれかに該当する道路の区間において、必要に応じて道路照明を設置するのがよい。なお、おおむね25,000台/日以上の区間を「自動車交通量の多い区間」とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 歩道の利用者が道路を横断するおそれがあり、自動車交通量および歩道等^{※1}の利用者数の多い区間 (2) 車両が車線から逸脱するおそれがあり、自動車交通量の多い区間 (3) 上記以外で連続照明を必要とする特別な状況にある区間 <p>8.2.3 局部照明 次のいずれかに該当する場所においては、原則として道路照明施設を設置するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 信号機の設置された交差点または横断歩道 (2) 長大な橋梁 (3) 夜間の交通上特に危険な場所 (4) 必要に応じて設置する箇所 次のいずれかに該当する場所においては、必要に応じて照明施設を設置するのがよい。 (5) 交差点または横断歩道 (6) 歩道等 (7) 道路の幅員構成、線形が急激に変化する場所 (8) 橋梁 (9) 踏切 (10) 駅前広場等公共施設に接続する道路の部分 (11) 乗合自動車停留施設 (12) 料金所広場 (13) 休憩施設 (14) 上記以外で夜間の交通上特に危険な場所等、局部照明を必要とする特別な状況にある場所 <p>※1 歩道等とは、道路構造令で規定している歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路を総称したものをいう。ただし、自転車歩行者道および自転車歩行者専用道路において、専ら自転車の通行に供するために区画された部分を除く</p> <p style="text-align: right;">【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.2, 3, 14~20, 平成19年10月、(社)日本道路協会</p>

第6編 交通安全 8. 道路照明施設	
8.4 照明施設の設計	掲載頁 6-103 (381)

新	旧																																														
<p>8.3 道路照明施設整備に際しての留意点</p> <p>(1) 沿道土地利用への配慮 道路照明は住環境や農作物の生育、養魚、漁場に影響を及ぼすことがあり、その設置に際しては、照明の特定方向への光の遮蔽（ルーバー付照明器具の検討）、点灯時間帯および光源の選定（けい光水銀ランプは紫外線が多いため、農作物への影響が大きい）等について十分検討しておく必要がある。</p> <p>(2) 他の道路との調整 立体交差点あるいは道路が並行して走る場合においては、一方の照明光が、他の道路を走行中の運転者に影響を与えることがあるため、照明施設の設置に際しては、相互の調整を図る必要がある。</p> <p>(3) 他の施設との調整、地域景観への配慮 電柱、道路標識・信号機等が集中すると、歩行空間を狭めるだけでなく、景観的にも乱雑なものとなる。したがって、地域景観を考慮する場合においては統合柱を検討するものとする。 【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.22, 23, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>8.4 照明施設の設計</p> <p>(1) 照明方式の選定 直線ポール方式を標準とするものとする。 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P.35, 平成19年, (社)日本道路協会</p> <p>(2) 光源の選定 道路照明に使用する光源は、LED（発光ダイオード）とする。 ただし、これにより難しい場合は、高圧ナトリウムランプ（長寿命タイプ）とする。なお、高圧ナトリウムランプは黄白色系の光色であるため、演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は、白色系の光色のセラミックメタルハライドランプを用いることができる。 【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.96, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>(3) 照明計算 照明計算における保守率（M）は0.7を標準とするものとする。</p> <p>(4) 連続照明 連続照明の設計にあたっては、平均路面輝度、輝度均斉度、グレア、誘導性についての照明の要件を考慮するものとする。 連続照明の性能指標は、平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア、誘導性とするものとする。</p> <p>(a) 平均路面輝度 平均路面輝度は、道路分類及び外部条件に応じて表 8.1の上段の値を標準とする。また、中央帯に対向車前照灯を遮光するための設備がある場合は、表 8.1の下段の値をとることができる。 なお、特に重要な道路、またはその他特別の状況にある道路においては、表 8.1の値にかかわらず、平均路面輝度を2cd/m²まで増大することができる。</p> <p style="text-align: center;">表 8.1 平均路面輝度 (単位：cd/m²)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">道路分類</th> <th colspan="3">外部条件</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般国道等</td> <td rowspan="2">主要幹線道路</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>0.7</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹線・補助幹線道路</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.29, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>(b) 輝度均斉度 輝度均斉度は、総合均斉度0.4以上を原則とするものとする。</p>	道路分類		外部条件			A	B	C	一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5	0.7	0.5	-	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5	0.5	-	-	<p>8.3 道路照明施設整備に際しての留意点</p> <p>(1) 沿道土地利用への配慮 道路照明は住環境や農作物の生育、養魚、漁場に影響を及ぼすことがあり、その設置に際しては、照明の特定方向への光の遮蔽（ルーバー付照明器具の検討）、点灯時間帯および光源の選定（けい光水銀ランプは紫外線が多いため、農作物への影響が大きい）等について十分検討しておく必要がある。</p> <p>(2) 他の道路との調整 立体交差点あるいは道路が並行して走る場合においては、一方の照明光が、他の道路を走行中の運転者に影響を与えることがあるため、照明施設の設置に際しては、相互の調整を図る必要がある。</p> <p>(3) 他の施設との調整、地域景観への配慮 電柱、道路標識・信号機等が集中すると、歩行空間を狭めるだけでなく、景観的にも乱雑なものとなる。したがって、地域景観を考慮する場合においては統合柱を検討するものとする。 【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.22, 23, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>8.4 照明施設の設計</p> <p>(1) 照明方式の選定 直線ポール方式を標準とするものとする。 【適用】道路照明施設設置基準・同解説、P.35, 平成19年, (社)日本道路協会</p> <p>(2) 光源の選定 道路照明に使用する光源は、高圧ナトリウムランプ（長寿命タイプ）を基本とする。ただし、高圧ナトリウムランプは黄白色系の光色であるため、演色性を考慮する場合や信号等と見誤る恐れがある場合は、白色系の光色のセラミックメタルハライドランプを用いることができる。 【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.96, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>(3) 照明計算 照明計算における保守率（M）は0.7を標準とするものとする。</p> <p>(4) 連続照明 連続照明の設計にあたっては、平均路面輝度、輝度均斉度、グレア、誘導性についての照明の要件を考慮するものとする。 連続照明の性能指標は、平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア、誘導性とするものとする。</p> <p>(a) 平均路面輝度 平均路面輝度は、道路分類及び外部条件に応じて表 8.1の上段の値を標準とする。また、中央帯に対向車前照灯を遮光するための設備がある場合は、表 8.1の下段の値をとることができる。 なお、特に重要な道路、またはその他特別の状況にある道路においては、表 8.1の値にかかわらず、平均路面輝度を2cd/m²まで増大することができる。</p> <p style="text-align: center;">表 8.1 平均路面輝度 (単位：cd/m²)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">道路分類</th> <th colspan="3">外部条件</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般国道等</td> <td rowspan="2">主要幹線道路</td> <td>1.0</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>0.7</td> <td>0.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幹線・補助幹線道路</td> <td>0.7</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>0.5</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】道路照明施設設置基準・同解説、P.29, 平成19年10月, (社)日本道路協会</p> <p>(b) 輝度均斉度 輝度均斉度は、総合均斉度0.4以上を原則とするものとする。</p>	道路分類		外部条件			A	B	C	一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5	0.7	0.5	-	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5	0.5	-	-
道路分類			外部条件																																												
		A	B	C																																											
一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5																																											
		0.7	0.5	-																																											
	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5																																											
		0.5	-	-																																											
道路分類		外部条件																																													
		A	B	C																																											
一般国道等	主要幹線道路	1.0	0.7	0.5																																											
		0.7	0.5	-																																											
	幹線・補助幹線道路	0.7	0.5	0.5																																											
		0.5	-	-																																											

第6編 交通安全 8. 道路照明施設	
8.5 照明用器材	掲載頁 6-107 (385)

新		旧																																																																																																																											
<p>8.5 基礎</p> <p>(1) 基礎</p> <p>(a) 基礎掘削はアースオーガ掘りを原則とする。地下埋設管等、特別な状況にある場合においては手掘り式とすることができる。</p> <p>(b) 周囲の状況や埋設物の関係で埋込み深さが限定される場合または橋梁、擁壁等の構造物に設置する場合は個別に設計を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 8.4 直線ポール基礎 (単位：mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">ポール形式</th> <th colspan="2">埋込式</th> <th colspan="5">ベース式</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基礎</th> <th colspan="2">基礎</th> <th colspan="3">アンカーボルト</th> </tr> <tr> <th>埋設深さ</th> <th>基礎径</th> <th>埋設深さ</th> <th>基礎径</th> <th>ボルト系</th> <th>埋設深さ</th> <th>重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一灯式</td> <td>8m</td> <td>1,600</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td>1,600</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td rowspan="3">φ 25</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>10m</td> <td>2,100</td> <td>1,900</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>12m</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>350</td> <td>10.37</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二灯式</td> <td>8m</td> <td>1,800</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td>1,800</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td rowspan="3">φ 25</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>10m</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>12m</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td>400</td> <td>11.14</td> </tr> </tbody> </table>			ポール形式	埋込式		ベース式					基礎		基礎		アンカーボルト			埋設深さ	基礎径	埋設深さ	基礎径	ボルト系	埋設深さ	重量 (kg)	一灯式	8m	1,600	φ 500	1,600	φ 500	φ 25	300	9.60	10m	2,100	1,900	300	9.60	12m	2,100	2,100	350	10.37	二灯式	8m	1,800	φ 500	1,800	φ 500	φ 25	300	9.60	10m	2,100	2,100	300	9.60	12m	2,400	2,400	400	11.14	<p>8.5 照明用器材</p> <p>照明用器材の性能、構造及び材料等は「道路・トンネル照明器材仕様書（社団法人建設電気技術協会）」によるものとする。</p> <p>(1) 配線方法 【省略】</p> <p>(2) ランプ 新設・更新時ともに長寿命タイプのを標準とする。ただし、更新時において長寿命タイプへの変更により他器材の交換が必要になる場合は除く。</p> <p>8.6 基礎</p> <p>(1) 基礎</p> <p>(a) 基礎掘削はアースオーガ掘りを原則とする。地下埋設管等、特別な状況にある場合においては手掘り式とすることができる。</p> <p>(b) 周囲の状況や埋設物の関係で埋込み深さが限定される場合または橋梁、擁壁等の構造物に設置する場合は個別に設計を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 8.2 直線ポール基礎 (単位：mm)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">ポール形式</th> <th colspan="2">埋込式</th> <th colspan="5">ベース式</th> </tr> <tr> <th colspan="2">基礎</th> <th colspan="2">基礎</th> <th colspan="3">アンカーボルト</th> </tr> <tr> <th>埋設深さ</th> <th>基礎径</th> <th>埋設深さ</th> <th>基礎径</th> <th>ボルト系</th> <th>埋設深さ</th> <th>重量 (kg)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一灯式</td> <td>8m</td> <td>1,600</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td>1,600</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td rowspan="3">φ 25</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>10m</td> <td>2,100</td> <td>1,900</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>12m</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>350</td> <td>10.37</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">二灯式</td> <td>8m</td> <td>1,800</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td>1,800</td> <td rowspan="3">φ 500</td> <td rowspan="3">φ 25</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>10m</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>300</td> <td>9.60</td> </tr> <tr> <td>12m</td> <td>2,400</td> <td>2,400</td> <td>400</td> <td>11.14</td> </tr> </tbody> </table>			ポール形式	埋込式		ベース式					基礎		基礎		アンカーボルト			埋設深さ	基礎径	埋設深さ	基礎径	ボルト系	埋設深さ	重量 (kg)	一灯式	8m	1,600	φ 500	1,600	φ 500	φ 25	300	9.60	10m	2,100	1,900	300	9.60	12m	2,100	2,100	350	10.37	二灯式	8m	1,800	φ 500	1,800	φ 500	φ 25	300	9.60	10m	2,100	2,100	300	9.60	12m	2,400	2,400	400	11.14
	ポール形式			埋込式		ベース式																																																																																																																							
				基礎		基礎		アンカーボルト																																																																																																																					
		埋設深さ	基礎径	埋設深さ	基礎径	ボルト系	埋設深さ	重量 (kg)																																																																																																																					
一灯式	8m	1,600	φ 500	1,600	φ 500	φ 25	300	9.60																																																																																																																					
	10m	2,100		1,900			300	9.60																																																																																																																					
	12m	2,100		2,100			350	10.37																																																																																																																					
二灯式	8m	1,800	φ 500	1,800	φ 500	φ 25	300	9.60																																																																																																																					
	10m	2,100		2,100			300	9.60																																																																																																																					
	12m	2,400		2,400			400	11.14																																																																																																																					
	ポール形式	埋込式		ベース式																																																																																																																									
		基礎		基礎		アンカーボルト																																																																																																																							
		埋設深さ	基礎径	埋設深さ	基礎径	ボルト系	埋設深さ	重量 (kg)																																																																																																																					
一灯式	8m	1,600	φ 500	1,600	φ 500	φ 25	300	9.60																																																																																																																					
	10m	2,100		1,900			300	9.60																																																																																																																					
	12m	2,100		2,100			350	10.37																																																																																																																					
二灯式	8m	1,800	φ 500	1,800	φ 500	φ 25	300	9.60																																																																																																																					
	10m	2,100		2,100			300	9.60																																																																																																																					
	12m	2,400		2,400			400	11.14																																																																																																																					